



2021年2月12日

各 位

会 社 名 エリアリンク株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 林 尚道
(コード番号 8914 東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 佐々木 亘
TEL 03-3526-8555

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2021年3月24日開催予定の第26回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした報酬制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式を報酬として割当てることとなるため、本制度の導入は、本定時株主総会において係る報酬を割当てることにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2018年3月28日開催の第23回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額300百万円以内にご承認をいただいておりますが、本定時株主総会では、当該報酬枠の範囲内において、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき募集株式と引換えにする金銭の払込みを要せず、当社の取締役の報酬と

して当社普通株式の発行又は自己株式の処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の総数は年5万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、金額として年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。本株式の付与に際しては金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定されます。また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、前年度の業績における貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した上で、取締役会において決定することといたします。

また、本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける予定の対象取締役との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれるものとします。

- ① 一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

以上